

## 22

## 教員免許状を取得するには(科目等履修生)

一定の基礎資格を有する学生が、以下にあげる教育職員免許法(以下免許法という)の各条項に基づき必要な科目単位を修得し、教員免許状を取得するものです。以下の点に留意してください。

- (1) 一つの学籍において複数の免許状に関わる履修および複数の免許法条項による教員免許状の取得は認めていません。したがって、異なる種類の免許状を取得しようとする場合や異なる免許法条項により免許状を取得しようとする場合は新たな学籍で履修しなければなりません。
- (2) 教育実習の受講、介護等の体験、教職実践演習の受講は認めていません(一部例外あり)。

### ■ 免許法別表第1(第5条関係)を根拠に履修する場合

免許法別表第1(第5条関係)とは学歴を基礎資格として免許状を取得する方法です。つまり、大学または短期大学において教職課程を履修しており、教員免許状取得に必要な単位の一部を取り残して卒業した方が、不足する単位を修得する方法です。最終学歴が短期大学の方は各2種免許状まで、大学の方は各1種免許状までの取得になります。なお、免許状の申請は個人申請になりますので、詳細は所管の都道府県教育委員会にお尋ねください。



中学校(数学)・高等学校(数学)の教員免許状を取得する場合  
p. 122 参照

### ■ 免許法別表第3(第6条関係)を根拠に履修する場合

免許法別表第3(第6条関係)とは、所有している教員免許状による在職年数を資格として、上級の教員免許状を取得する方法です。なお、免許法第6条は教育職員検定の規定で、別表第3に定める教員としての在職年数と在職年数に応じた科目の単位を修得し、検定により教員免許状を取得するものです。検定は授与権者(都道府県教育委員会)が行います。



教員免許状の申請「個人申請」  
p. 40 参照

### ■ 免許法別表第4(第6条関係)を根拠に履修する場合

免許法別表第4(第6条関係)とは、中学校あるいは高等学校の教員免許状を所有している方が、その教員免許状を基礎資格にして中学校(社会・数学)、高等学校(公民・数学)の教員免許状を取得する方法です。なお、免許法第6条は教育職員検定の規定で、別表第4に定める教科に関する科目および教職に関する科目の単位を修得し、検定により教員免許状を取得するものです。検定は授与権者(都道府県教育委員会)が行います。

### ■ 免許法別表第8(第6条関係)を根拠に履修する場合

免許法別表第8(第6条関係)とは、所有している教員免許状による在職年数を資格として、隣接校種の普通免許状を取得する方法です。なお、免許法第6条は教育職員検定の規定で、別表第8に定める科目の単位を修得し、検定により教員免許状を取得するものです。検定は授与権者(都道府県教育委員会)が行います。